

千葉市告示第97号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和5年2月9日

千葉市長 神谷俊一

| 名 称 | 所 在 地 | 廃止年月日 |
|--------------|---------------------------------------|------------|
| (診療所) | | |
| あおばクリニック千葉院 | 千葉市中央区富士見 2-3-1 塚本大千葉ビル 3階 | 令和4年12月31日 |
| メンタルクリニックとみた | 千葉市花見川区幕張本郷 2-9-1 ファーストコーポ幕張本郷 2F | 令和5年1月31日 |
| 幕張キッズクリニック | 千葉市花見川区幕張町 5-417-222 幕張グリーンハイツ地下1階 | 令和4年11月30日 |
| (薬局) | | |
| 有限会社片貝薬局 | 千葉市稲毛区轟町 4-7-16 | 令和5年1月20日 |